

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月25日

【会社名】 世紀東急工業株式会社

【英訳名】 SEIKITOKYU KOGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 平 喜一

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園二丁目9番3号

【電話番号】 03(3434)3251(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部総務人事部長 江藤 研一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園二丁目9番3号

【電話番号】 03(3434)3251(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部総務人事部総務グループリーダー 竹之内 孝士

【縦覧に供する場所】 世紀東急工業株式会社 北関東支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目1番1号)
世紀東急工業株式会社 東関東支店
(千葉市中央区村田町1106番地)
世紀東急工業株式会社 横浜支店
(横浜市都筑区荏田南三丁目1番31号)
世紀東急工業株式会社 名古屋支店
(名古屋市千種区今池五丁目24番32号)
世紀東急工業株式会社 関西支店
(大阪市北区野崎町7番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年6月23日開催の当社第71回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月23日

(2) 決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金47円

総額 1,893,839,996円

2. 効力発生日

2020年6月24日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として9名（佐藤俊昭、平 喜一、古川 司、平本公男、石田和士、飯塚恒生、福田眞也、田村仁人、清水令奈）を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として1名（小野行雄）を選任するものであります。

< 株主提案（第4号議案および第5号議案） >

第4号議案 資本コストの開示に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 資本コスト

第42条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」という。）において、CG報告書提出日から遡る1か月以内において当社が把握する加重平均資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

第5号議案 剰余金を処分する件

第71期1株当たり当期純利益金額から小数点以下を切り捨てた金額から、第71回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式1株当たり配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、上記の普通株式1株当たりの配当金額に、当社の第71回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	341,163	4,617	0	(注)1	可決 98.65
第2号議案 取締役9名選任の件					
佐藤俊昭	293,991	51,543	246		可決 85.01
平喜一	309,258	36,522	0		可決 89.43
古川司	308,944	36,836	0		可決 89.34
平本公男	308,944	36,836	0		可決 89.34
石田和士	309,269	36,511	0	(注)2	可決 89.43
飯塚恒生	308,871	36,909	0		可決 89.32
福田眞也	309,656	36,124	0		可決 89.54
田村仁人	309,576	36,204	0		可決 89.52
清水令奈	313,612	4,006	28,162		可決 90.69
第3号議案 監査役1名選任の件	313,803	31,967	0	(注)2	可決 90.74
第4号議案 資本コストの開示に 係る定款変更の件	94,351	251,360	0	(注)3	否決 27.29
第5号議案 剰余金を処分する件	87,241	258,084	426	(注)1	否決 25.23

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び本総会当日出席株主のうち各議案の賛否に関して確認ができた一部の株主の議決権行使分を合計したことにより、全ての議案の可決又は否決が明らかになったことから、確認ができた一部の株主を除く本総会当日出席株主の、賛成、反対及び棄権に係る議決権の数については加算いたしておりません。

以上